

別医第292-2号

平成21年6月19日

会 員 各 位

別府市医師会事務局

新型インフルエンザ発生に伴う各医療機関対応について（補足説明）

昨日、FAX致しました「新型インフルエンザ発生に伴う各医療機関対応について」の別紙フローチャート内「①②③」の補足説明をお送り致しますので、よろしくお願ひ致します。

なお、ご不明な点・質問等がございましたら、東部保健所（電話：67-2511）までご連絡下さい。（24時間対応）

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定(平成 21 年 5 月 22 日)
に伴う大分県の対応について

- ・ 症例定義及び届出様式の再改定に伴い、取り扱いを下記のとおりとする。
- 1 発熱相談センター（保健所）における電話対応について
- ・ 下記の対象者を発熱外来（初診対応医療機関：県下 16 カ所）へ受診勧奨

**38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状があり、
かつ①②③のいずれかに該当**

① 発症 7 日間に、感染が報告されている地域での滞在又は旅行歴がある

・ まん延していると考えられる地域

（5 月 21 日時点でメキシコ、アメリカ本土、カナダ）

・ 急速な患者数の増大が見られる地域：

「患者や濃厚接触者が活動した地域等」

（常時更新されるため厚生労働省のHPで確認）

（ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html> ）

② 発症前 7 日間に、新型インフルエンザ患者との濃厚な接触歴がある

**③ 職場、学校または家庭などにおいてインフルエンザ様症状を呈している者が、
患者の周囲に「3 名以上」いる**

上記の①～③いずれにも該当しない場合は通常を受診を指導

2 直接患者が受診した場合の医療機関の対応について

- ・ 医師は、迅速診断キットによって A 型陽性となる等新型インフルエンザが強く疑われる場合は保健所に「連絡」をする。
- ・ 保健所は、医師及び患者から詳細な聞き取りを行う。
- ・ 保健所及び県健康対策課は、上記①～③に該当するなど、「新型インフルエンザにかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」に該当するか国と協議する。協議の結果、「疑似症患者」と判断された場合は、保健所は医師にその旨を伝え、医師は感染症法第 12 条 1 項の規程により保健所に「届出」を行う。
- ・ 迅速診断キットによって、A 型陽性であるが、上記①～③のいずれにも該当しない場合は、本人の同意を得た上で、サーベイランスを目的とした PCR 検査の対象とする。
（5 月 16 日から開始した 58 定点でのサーベイランスを全医療機関に拡大）